

新潟市特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針

平成30年4月策定

令和6年5月改定

本方針は新潟市における個人番号及び個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いを確保するために策定する。

1 特定個人情報等の保護に関する考え方

新潟市では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）及び「新潟市番号利用法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」（平成27年条例第50号。以下「番号利用条例」という。）に定められた事務において特定個人情報等を取り扱う。番号利用法及び番号利用条例では、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、新潟市における管理体制及び新潟市情報セキュリティポリシー等を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱う。

2 特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱う。

（法令遵守）

（1）特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令等を遵守する。

法令等には、次のものを含むものとする。

ア 番号利用法

イ 番号利用条例

ウ 新潟市番号利用法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年規則第89号）

エ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

オ 新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第4号）

カ 新潟市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年規則第24号）

キ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方

公共団体等編) (平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号)
ク 新潟市情報セキュリティポリシー (平成17年策定)

(安全管理措置)

(2) 特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

(適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止)

(3) 特定個人情報等は、番号利用法に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講ずる。

(委託・再委託)

(4) 特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先(再委託先を含む。)において、番号利用法に基づき新潟市自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

(継続的改善)

(5) 特定個人情報等の保護に関する規定等及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努める。